

諮問日：令和3年5月28日（令和3年度（最情）諮問第15号）

答申日：令和3年11月22日（令和3年度（最情）答申第31号）

件名：決定原本における保存簿番号の記載に関して異なる取扱いをする理由の分かる文書等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、別紙の番号を用いて「文書1」などという。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、文書1及び文書2のうち特定の事件A、特定の事件B、特定の事件C及び特定の事件E（本件開示申出書記載の事件は、それぞれ記載の順に従い、「特定の事件A」、「特定の事件B」、「特定の事件C」、「特定の事件D」及び「特定の事件E」という。）の記載されている部分（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）については作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年3月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出書記載の5件の事件の決定原本（裁判書）を閲覧したところ、特定の事件E以外の決定原本には保存番号が記載されていた。特定の事件Dについては、保存簿の抜粋が開示され、その整理番号欄に上記保存番号と同じ番号が記載されていることが確認された。特定の事件A、特定の事件B及び特定の事件Cについては、特定の事件Dと同様に保存番号が付されていることから、

最高裁に保存簿が存在しない理由がない。

特定の事件A，特定の事件B，特定の事件C及び特定の事件Eについては，記録自体は原審で保存されているものの，決定原本（裁判書）は最高裁で保存されていることから，文書管理上，最高裁における保存簿が存在しないことは，あり得ない。

また，事件によって保存番号の有無の取扱いの違いがあり，同じ分類の事件でも最高裁に決定原本と記録を保存するものと，最高裁に決定原本だけ保存する事件とに取扱いを変えている。よって，保存の取扱い指針を定めた文書，資料，通達のいずれかは必ず存在する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 「裁判書原本」については，その裁判をした裁判所で保存するところ（事件記録等保存規程3条4項），最高裁判所においては，各原本を事件書類編冊に順に綴り，各原本の右上部余白に丁数を付し，事件書類編冊につづり込む裁判書総目次にその丁数を記載することで管理する取扱いである（平成25年7月26日付け最高裁総訟第415号大法廷首席書記官指示「事件記録等の保存，送付及び廃棄並びに事件関係帳簿諸票の備付け，保存，廃棄等について」（以下「大法廷首席書記官指示」という。）記第1の3及び別紙様式第3）。

苦情申出人は，個々の事件の全ての決定原本に「保存簿番号」があることを前提に，特定の事件の決定原本に「保存簿番号」があり，あるいは「保存簿番号」がない理由の分かる文書，資料，通達の開示を求めているものと解されるが，そもそも決定原本には「丁数」を記載するものの，「保存簿番号」を記載するものではないことから，決定原本に「保存簿番号」が記載されたり，記載されなかったりすることを説明する文書等を作成する必要はなく，別紙の1の申出に係る文書（文書1）は存在しない。

なお，特定の事件Eについては，同事件の終局が特定年月日であり，事件書類編冊の丁数を付す作業（通常終局の翌月）前であったから「丁数」が付され

ていなかったにすぎず，同事件の決定原本について特に異なる取扱いをしているものではない。

- 2 「事件記録」は第一審裁判所で保存する（事件記録等保存規程第3条1項）ところ，特定の事件Dについては，最高裁判所が第一審裁判所であることから，最高裁判所が「事件記録」を保存することになり，事件記録保存簿に登載される。これに対し，特定の事件D以外の4件については，最高裁判所が第一審裁判所の事件ではなく，それぞれの第一審裁判所が「事件記録」を保存することになることから，最高裁判所の事件記録保存簿には登載されない。したがって，別紙の2の申出に係る文書（文書2）のうち特定の事件Dを除く文書1記載の4つの事件の記載されている部分は，作成又は取得していない。

なお，大法廷首席書記官指示には，備え付ける帳簿諸票として「裁判原本等保存簿」が定められているが，これは，個々の裁判書原本をまとめてつづり込んだ事件書類編冊を管理するものであり，個々の裁判書原本を管理するためのものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年5月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月24日 審議
- ④ 同年10月22日 審議
- ⑤ 同年11月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば，「保存簿番号」は事件の決定原本に記載されるものではないことから，決定原本に「保存簿番号」が記載されたり，記載されなかったりすることを説明する文書等を作成する必要はなく，文書1は存在しないとのことであり，また，特定の事件D以外の4件については，

最高裁判所を第一審裁判所とする事件ではなく、当該事件記録は、それぞれの第一審裁判所が「事件記録」を保存することになることから、最高裁判所の事件記録保存簿には登載されず、文書2のうち特定の事件Dを除く4つの事件の記載されている部分は、作成し又は取得していないとのことである。

当委員会庶務を通じて確認したところ、①終局した事件の「事件記録」と「裁判書の原本（事件記録より保存期間の長いもの）」とは分離され、それぞれ別の方法で保存されること、②最高裁判所が第一審裁判所として事件記録を保存するときには（事件記録等保存規程3条1項参照）、事件記録保存簿に当該事件に係る所定の情報が記載されること、③特定の事件Dは最高裁判所が第一審裁判所の事件であったことから、特定の事件Dに係る情報が最高裁判所の事件記録保存簿に記載され、その際、事件記録の保存管理のための整理番号が付けられ、その整理番号（以下「保存簿番号」という。）が、特定の事件Dの記録表紙に記載されたこと、④特定の事件A、特定の事件B、特定の事件C及び特定の事件Eについては、これらの事件はいずれも最高裁判所が第一審裁判所の事件ではないため、事件の記録はそれぞれの第一審裁判所で保存され（事件記録等保存規程3条1項）、最高裁判所において事件記録は保存されないことから、上記最高裁判所の事件記録保存簿にこれらの事件に係る情報は記載されることはないことが認められる。

上記の確認結果によれば、特定の事件Dについては最高裁判所の事件記録保存簿に当該事件の情報が記載されたものの、その保存簿番号は決定原本ではなく記録表紙に記載されたものと認められる。また、特定の事件Dを除く上記4つの事件については、最高裁判所の事件記録保存簿に記載されることはなく、保存簿番号が付けられることもない。したがって、最高裁判所事務総長の上記説明の内容は合理的である。なお、事件記録保存簿に記載された特定の事件Dに係る情報については、別紙の2の開示申出を受けて苦情申出人に開示された。

2 苦情申出人は、①特定の事件E以外の事件には、決定原本に保存番号が記載

されていたところ、特定の事件Dの上記番号は、開示された保存簿の抜粋部分の整理番号欄に記載されていた番号と同じであったことが確認されたから、決定原本に保存番号が記載されていた特定の事件A、特定の事件B及び特定の事件Cについて最高裁判所に保存簿が存在しない理由がなく、また、②特定の事件Dを除く4つの事件については、記録自体は原審で保存されているものの、決定原本（裁判書）は最高裁判所で保存されていることから、文書管理上、最高裁における保存簿が存在しないことはあり得ない旨主張する。

しかしながら、まず上記主張①については、前記1記載のとおり、最高裁判所において事件記録の保存を管理するための事件記録保存簿は存在し、特定の事件Dについては事件記録保存簿の記載と同じ番号が保存簿番号として記録表紙に記載されているが、特定の事件Dを除く4つの事件については事件記録を最高裁判所において保存しないことから、最高裁判所の事件記録保存簿を使用することはなく、上記各事件に係る保存簿番号自体が存在しない。また、上記主張②については、特定の事件Dを除く4つの事件の裁判書の原本は、その裁判をした裁判所で保存するところ（事件記録等保存規程3条4項）、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所においては、裁判書の原本を保存するに際して、各原本を事件書類編冊と称される冊子に順に綴り、各原本の右上部余白に丁数を記載するとともに、事件書類編冊の冒頭に綴り込む裁判書総目次にその丁数を記載することとされており（大法廷首席書記官指示記第1の3及び別紙様式第3参照）、裁判書の原本を保存するために保存簿を使用することはないことが認められるから、裁判書の原本の保存をするための保存簿番号も存在しない。

また、最高裁判所において事件書類編冊を管理するために「裁判原本等保存簿」（大法廷首席書記官指示記第1の1の(1)、第1の3及び別紙様式第2、平成4年2月7日付け総三第8号事務総長通達「事件記録等保存規程の運用について」記第4の2）が使用されている事実を踏まえるならば、「裁判原本等

保存簿」は事件書類編冊を管理するためのものであり、裁判書の原本を管理するための保存簿とはいえないとする最高裁判所事務総長の上記説明は合理的である。

- 3 苦情申出人は、さらに、特定の事件E以外の事件には、決定原本に保存番号が記載されていた旨主張する。しかしながら、前記2記載のとおり、いずれの事件においても決定原本（裁判書の原本）に記載される数字は裁判書の原本の保存を管理する際に使用される丁数であることから、特定の事件E以外の事件の決定原本に特定の数字の記載があることをもって保存簿番号が記載されているとみることはできず、苦情申出人が特定の事件Eの決定原本を閲覧した際に決定原本に数字が記載されていなかったとしても、その事実をもって文書1が存在する根拠とすることはできない。ちなみに、特定の事件Eの決定原本に数字の記載がなかった点に関しては、苦情申出人が閲覧し苦情の根拠としている決定原本は「裁判書の原本を事件書類編冊に順に綴り、各原本の右上部余白に丁数を記載する」作業の前に閲覧されたものであると推測される余地があり、決定原本（裁判書の原本）に番号の記載がなかったことに、特段、不審な点はない。
- 4 そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。
- 5 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 特定の事件A，特定の事件B（上告，上告受理申立事件），特定の事件C（異議申立事件）及び特定の事件D（除斥申立事件）の決定原本に保存簿番号があり，特定の事件E（準再審事件）の決定原本に保存簿番号が無い理由のわかる文書，資料，通達の全て。
- 2 保存簿のうち，上記5つの事件の記載されている部分。